

三木市クリーンセンター施設整備・運営事業

要求水準書 【運営・維持管理業務編】

令和5年7月

三 木 市

目 次

Page

第1章 総 則	1
第1節 計画概要	1
第2節 業務の名称	1
第3節 運営施設	1
第4節 委託期間	1
第5節 委託業務の内容	1
第6節 費用の負担	1
第7節 業務上の遵守事項	3
第8節 総括責任者	4
第9節 届出等	4
第10節 事務所等の使用	5
第11節 車両侵入経路の制限	5
第12節 資料・備品の貸与	5
第13節 有資格者による作業	5
第14節 業務の変更等	5
第15節 性能保証	5
第16節 損害賠償	5
第17節 業務の分担	6
第18節 委託先の優先	6
第19節 事業所ごみの取り扱い	6
第20節 疑義	6
第2章 業務内容	7
第1節 運転管理業務	7
第2節 点検・整備工事	13
第3節 本業務の保証事項	14
第4節 本業務完了時点の要求事項	14

添付資料 清掃範囲図他

第1章 総 則

本要求水準書は、三木市（以下「本市」という。）が計画している三木市クリーンセンター施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の内、運営事業（以下「本業務」という。）に適用する。

第1節 計画概要

本業務は、本市が計画する三木市クリーンセンター整備工事（以下「当該工事」という。）の建設業者に包括的運営を委託するものであり、民間の運営管理能力を活用し、より効率的な維持管理や適正処理を行うことを目的とする。

第2節 業務の名称

三木市クリーンセンター運営・維持管理委託業務

第3節 運営施設

1. 施設の場所 兵庫県三木市別所町小林 525-2
2. 施設の規模 25 kL/日
3. 処理方式 固液分離希釈方式（下水道放流）

第4節 委託期間

令和8年4月1日～令和23年3月31日（15年間）

第5節 委託業務の内容

本業務の内容については、「第2章 業務内容」に記載する内容とする。

第6節 費用の負担

本業務に伴う必要な経費の分担は次のとおりとする。

1. 本市が負担する経費（本業務範囲外）
 - ① 脱水汚泥、沈砂処分費
 - ② 下水道投入処理に係る下水道料金
 - ③ 通信費を含む事務所経費（管理棟）
 - ④ 外部委託費等
 - a. 火災保険加入費
 - b. 消防設備点検費及び消防設備補修費（管理棟、機械棟、処理棟）
（消火ポンプ設備を除く）
 - c. 管理棟美装費
 - d. 脱水汚泥搬出費（車両、保険、車両関連費、燃料、人件費）
 - e. 沈砂搬出費（車両、車両関連費）

(搬出車両による沈砂搬出・運搬作業及び任意保険加入料は受託者の負担)

- f. フォークリフトの車両費及び維持管理費(燃料を除く)
- g. 建築物の維持管理費(管理棟、機械棟、処理棟)
 - ・建築物に係る点検・維持補修費
躯体、建具、仕上げ、防水(保証対象外)
 - ・建築機器設備に係る維持補修費
給排水(プラント関係は除く)・衛生設備、空調設備、換気設備等
 - ・建築電気設備に係る維持補修費
電灯コンセント設備等(機械棟、処理棟の器具、消耗品は除く)
- h. コンクリート水槽の槽内防食補修費
- i. 電気設備管理委託費(保安協会委託費)
- j. 警備保障委託費
器具設置工具を含む。(空配管工事は当該工事に含む)
- k. 電話設備の維持管理費(管理棟、機械棟)

2. 受託者が負担する経費

①ユーティリティ費

- a. 電気料金
- b. 水道料金
- c. 薬品費(活性炭含む)
- d. 油脂類及び試薬等の必要な用益費

② 第三者への委託が必要な費用

- a. 水槽内の清掃・処分費(沈砂槽、受入槽を除く)
- b. トラックスケール法定点検及び検査費用
- c. 受水槽消毒点検費
- d. 公害測定等検査費(第三者機関)

○水質分析費

原水及び放流水(1回/月:原水、放流水の2検体)

- ・測定項目:第2章第1節 1-4 (1)水質に示す項目

○悪臭分析費(2回/年:敷地境界2地点、脱臭塔出口各1箇所)

- ・測定項目:第2章第1節 1-4 (4)悪臭に示す項目

○脱水汚泥含水率分析費(1回/月:ホッパ内)

- e. 精密機能検査委託費(廃棄物処理法に基づく検査)

③ 点検費、補修費、部品購入費

建築物(建築機器設備、建築電気設備)を除く。ただし、機械棟、処理棟の電灯コンセント設備の器具、消耗品は含む。

- ④ 運転管理経費
運転員人件費（諸手当、保険等を含む）
- ⑤ その他の経費（第三者への委託を可とする）
 - a. 水槽内の清掃費（沈砂槽、受入槽）
 - b. 場内環境整備費（詳細は P12 参照）
指定する高木の剪定、樹木全ての消毒、草刈り等を実施する。
（添付資料-1、2 参照）
また、適時、施設内清掃、外部窓拭き等を実施する。
 - c. 場外環境整備費（詳細は P12 参照）
場外の指定するエリアの清掃、草刈り等を実施する。
（添付資料-1 参照）
 - d. 通信費を含む事業所経費（機械棟に限る）
 - e. 自主点検費、分析計測費（計測器具費を含む）
 - f. 貸与される沈砂搬出車両の任意保険加入料
 - g. フォークリフトの燃料費
 - h. 場内外の維持管理に要する機械、用具等の維持費、補修費

第7節 業務上の遵守事項

受託者は、委託契約書、委託仕様書に基づき、適格な技術体制による本業務を遂行するため、次に掲げる事項を遵守し、運転管理を行わなければならない。

1. 中立性の保持

常に本市の代理人として中立性を保持し、厳正かつ公平に本業務にあたること。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、下記の関係法令、政令、条例、規則等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法
- (4) 下水道法
- (5) 騒音規制法、振動規制法
- (6) 兵庫県条例
- (7) 汚泥再生処理センター等施設整備の性能指針
- (8) その他関係する法令等

3. 秘密保持の義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、厳重に管理し、第三者に漏らしてはならない。但し、本市に事前に許可を得た事項については除く。

4. 禁止事項

受託者は正当な理由なくして本施設の一部または全部を故意に運転休止してはならない。但し、本市に事前に許可を得た事項については除く。

第8節 総括責任者

1. 受託者は、本業務の実施に先立って総括責任者を定め、本市に届けなければならない。

また、総括責任者をもって秩序正しい業務を行わなければならない。

2. 総括責任者は、「クリーンセンター対策協議会」（年1回程度）に出席すること。
3. 総括責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する技術管理者となる資格（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第1号、第2号及び第4号に規定に該当する者とする。）を有するものとする。

この場合において、規則第17条第4号「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、平成4年度以降、一般財団法人日本環境衛生センターの開催する技術管理者講習（し尿・汚泥再生施設コース）を終了し、認定証「し尿・汚泥再生処理施設技術管理士」を受けた者とする。

第9節 届出等

1. 受託者は、本業務の各年度の着手時に際し、本市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画表
- (3) 総括責任者届
- (4) 運転員名簿
- (5) 組織表・緊急時連絡体制一覧表
- (6) 年度定期整備計画書
- (7) 着手前施設状況調書
- (8) 運営管理マニュアル
- (9) その他両者が協議して必要と認める書類

2. 受託者は、本業務の各年度の終了に際し、本市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 完了届（最終年度のみ）
- (2) 管理報告書（月間報告及び年間報告等）
- (3) 整備実施報告書
- (4) 請求書（毎月）

第10節 事務所等の使用

受託者が業務遂行に必要な居室等ならびに建物内備品は本市の業務に支障のない範囲において、業務委託契約期間中は無償で使用できるものとするが、共用部分を含め、清掃等使用上の管理及び損傷等の弁償は、受託者が行うものとする。

また、業務委託契約期間が満了したときは本市の立会のうえ検査を受け、返還しなければならない。

なお、本業務に必要な事務用品及び備品類等に不足が生じた場合は受託者が用意すること。

第11節 車両侵入経路の制限

受託者は業務遂行における作業員通勤車両、維持管理に係る工事用車両等の本施設へのアクセスは原則として、全て市道小林4号線より進入すること。

第12節 資料・備品の貸与

受託者が業務遂行に必要な施設完成図書、工具、水質試験器具等は本市が無償で貸与するが、当該工事にて提出する備品台帳を保管し、使用状況等を明らかにし、欠損、紛失が生じた場合は、受託者の負担において補充しなければならない。

また、業務委託契約期間が満了したときは、受託貸与数量を揃え本市の検査を受けた上で原則として返却するものとする。

なお、フォークリフトは無償で貸与する。

第13節 有資格者による作業

受託者は、電気工作物、危険物等の設備の取扱いについては、関係法令に基づく有資格技術者の指示により十分注意をはらって従事させなければならない。

第14節 業務の変更等

本市の都合により本業務の内容の一部を変更する場合は両者協議の上、変更することとし、また委託料及び業務期間についても別途協議して決定するものとする。

本業務期間における契約処理量の変動、社会情勢の変動が生じた場合の委託料の変更は入札説明書添付資料-3に示す条件とする。

第15節 性能保証

受託者は委託期間中において第2章第1節1-3に示す運転条件において同1-4に記載する性能保証条件を満足しなければならない。

第16節 損害賠償

受託者が運転操作等において、故意または重大な過失により発生した火災・盗難・破損等により本市に損害を及ぼしたときは、その一切の費用は受託者が負担するものとする。

ただし、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ない障害で、本市または受託者のいずれの責めにも帰することのできないもの）はこの限りではない。

第17節 業務の分担

本施設の性能にかかる技術的な対応は受託者の責任において業務を遂行するものとし、施設管理者として必要な地域住民への対応や行政上の事項については、本市の業務所掌とする。

ただし、不確定な事象については、双方協議の上、業務の分担を行う。

第18節 委託先の優先

本業務において清掃業務等の業務を委託する場合は、市内業者を優先すること。

第19節 事業所ごみの取り扱い

本業務の運転管理業務において発生する「事業所ごみ」は産業廃棄物として取り扱うこと。

第20節 疑義

本要求水準書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、別途双方協議の上、契約時及び委託期間中において対応するものとする。

第2章 業務内容

第1節 運転管理業務

1. 本施設の運転委託

本施設の適正な維持管理を実施するため必要な運転員を確保し、本施設全般の運転を行うこと。

1-1 運転管理委託期間

(1) 運転委託準備期間（当該工事期間）

当該工事試運転期間～令和8年3月31日

(2) 運転委託期間

令和8年4月1日～令和23年3月31日（15年間）

1-2 委託処理量

本委託期間における年度別委託処理量（搬入量）は下表に示すとおりとする。

年度	経過年数 年	生し尿量 kl/年	浄化槽汚泥量 kl/年	合計 kl/年
令和8年度	1年目	2,047	5,664	7,711
令和9年度	2年目	1,912	5,594	7,506
令和10年度	3年目	1,769	5,492	7,261
令和11年度	4年目	1,640	5,399	7,039
令和12年度	5年目	1,511	5,306	6,817
令和13年度	6年目	1,385	5,227	6,612
令和14年度	7年目	1,252	5,120	6,372
令和15年度	8年目	1,123	5,027	6,150
令和16年度	9年目	994	4,934	5,928
令和17年度	10年目	867	4,854	5,721
令和18年度	11年目	735	4,748	5,483
令和19年度	12年目	606	4,655	5,261
令和20年度	13年目	476	4,562	5,038
令和21年度	14年目	348	4,481	4,829
令和22年度	15年目	348	4,481	4,829

* 農業集落排水汚泥は浄化槽汚泥に含む。

1-3 運転条件

(1) 受入量

日最大受入量；60m³/日程度

(2) 委託処理量

各年度における委託処理量（1-2 委託処理量による）

(3) 搬入し尿等の性状

計画処理量における混合搬入し尿の性状は以下のとおりである。

項 目	平均値	最大値
P H	7.2	7.4
B O D	4,600mg/L	5,500mg/L
浮遊物質 (SS)	5,700mg/L	6,300mg/L
全窒素 (T-N)	760mg/L	810mg/L
全リン (T-P)	110mg/L	140mg/L
ノルマルヘキサン (n-Hex) 植物油	190mg/L	250mg/L
ノルマルヘキサン (n-Hex) 鉱物油	1mg/L 未満	1mg/L 未満

(4) 放流水質

放流水質は、次のとおりとする。

項 目	保証値	管理目標値
水温 (°C)	40 以下	[] 以下
pH	5.0~9.0	[]~[]
BOD (mg/L)	600 以下	[] 以下
SS (mg/L)	600 以下	[] 以下
全窒素 (mg/L)	240 以下	[] 以下
全リン (mg/L)	32 以下	[] 以下
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L) (動植物油として)	30 以下	[] 以下
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L) (鉱物性油として)	5 以下	[] 以下

*数値は全て、日間平均値とする。

*管理目標値は各社にて設定し、記入すること。

- (5) 放流量
110 m³/日以下
- (6) 勤務時間
平 日 7 時 45 分～16 時 30 分
※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の期間 12 月 31 日から 1 月 3 日までは搬入はないが、受託者が必要な場合は勤務することができる。
- (7) し尿受入時間
平 日 8 時 00 分～16 時 00 分
※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の期間 12 月 31 日から 1 月 3 日までは搬入はない。
- (8) 時間外の運転等
勤務時間外及び休日等の施設の運転・作業等は、あらかじめ本市と受託者が協議して定めるものとする。ただし、災害その他避けることのできない事由によって臨時または緊急の必要がある場合は、この限りではない。
- (9) 処理設備別運転時間
処理設備別運転時間は当該工事要求水準書に示す時間と同じとする。

1-4 性能保証条件

本委託期間において計画処理量进行处理し、当該工事要求水準書記載の性能保証事項を満足すること。

- (1) 放流水質
1-3 運転条件 (4) による。
- (2) 騒 音 (敷地境界線上において)
当該工事工事要求水準書記載の保証値とする。
- (3) 振 動 (敷地境界線上において)
当該工事工事要求水準書記載の保証値とする。
- (3) 悪 臭
当該工事工事要求水準書記載の保証値とする。

(4) 脱水汚泥含水率

70% 以下

1-5 運転委託人員

本施設を適正に運転管理するために必要な資格を有する人員を含む人数とする。

ただし、事務員（パソコン操作ワード・エクセル初級程度が可能な者、アルバイト職員を可とする）を1名配置するものとし、事務員は管理棟にて以下の受付業務等を行うものとする。

【し尿収集等の受付業務】

- ア し尿収集申し込み及び搬入の受付け
- イ 浄化槽汚泥、農業集落排水処理汚泥の搬入受付
- ウ し尿処理手数料の納付書及び督促状等の発送
- エ し尿処理手数料管理システムのデータ入力
- オ 上記業務に伴う帳票の収受、整理、関係書類の記入
- カ 郵便物の収受

1-6 運転委託作業内容

(1) 運転維持管理対象設備

- ① 受入・貯留設備
- ② 前脱水設備
- ③ 希釈・放流設備
- ④ 脱臭設備
- ⑤ 給排水設備
- ⑥ 電気・計装設備
- ⑦ 土木・建築設備（状況把握のみ）
- ⑧ 外構設備（状況把握のみ）

(2) 運転維持管理業務項目

- ① 受付業務（1-5 運転委託人員参照）
- ② 各設備の運転操作及び監視業務
- ③ 各設備作動状況と処理機能の確認・点検調整業務
- ④ 各計測機器作動状況と運転機能の確認・点検調整業務
- ⑤ 各単体機器及び器具類の日常点検・注油・分解・増締め・部品交換・小修理（補修整備は第2節に含む）

- ⑥ 電気・計装設備の日常保守点検業務
- ⑦ 薬品・油脂類等の調達・調合・充填・交換業務
- ⑧ 運転維持管理上必要な日常的測定分析業務及び計測業務
- ⑨ 各設備の定期点検整備（法定点検を含む）
- ⑩ 施設内外の清掃、除草等の作業
 - ・添付資料－1 に示す施設内の植栽管理区域における草刈り（芝を含む）、低木の剪定、落葉拾いを適時行うと共に、当該区域において3回/年以上、一斉清掃を実施すること。
 - ・添付資料－1 に示す施設外の植栽管理区域「小林中央公園」における草刈り（芝を含む）、低木の剪定、落葉拾いを3回/年以上実施すること。
 - ・添付資料－1 に示す施設外の進入路管理区域における草刈り（芝を含む）、側溝の清掃を適時行うと共に、当該区域において、3回/年以上、一斉清掃を実施すること。
 - ・添付資料－2 に示す施設内の高木4本の剪定、樹木全ての消毒を1回/年実施すること。
 なお、高木4本の剪定は毎年10月に実施し、樹木全ての消毒は毎年7月～9月の間に実施すること。
- ⑪ 植栽等への散水作業
- ⑫ 各種記録・運転管理日誌、月報、年報等の作成・提出
- ⑬ その他、施設の運転維持管理に関して必要な一切の業務
- ⑭ 災害時における対応
- ⑮ 作業時間外における異常警報・通報への対応
- ⑯ 沈砂・脱水汚泥の貯留・保管
- ⑰ 沈砂の処分先への運搬作業
 運搬車両（2t ダンプ）は本市が貸与する。

1-7 緊急事態発生への対応

受託者は、特異天候・地震・重大故障・重大事故等の緊急事態の発生に備えて、常に適切な体制を整えておくこと。

また、事故発生時には施設の早期復旧及び環境保全に努め、結果をただちに本市へ報告し、本市の指示に基づき行動すること。

この復旧に係わる費用負担については別途協議の上決定する。

1-8 その他の委託内容

本市の連絡及び指示に基づき本施設の視察及び見学時には、受託者はその案内及び説明等の業務を行うこと。

2. 本施設に係る用役費等の負担

本施設に係る以下に示す運転経費の負担は受託者の負担とする。

ただし、本業務における用役費等の負担は下記負担期間とする。

負担期間は令和 8 年 4 月 1 日～令和 23 年 3 月 31 日までとする。

(1) 電気代（基本料金及び使用料金）

負担期間は令和 8 年 3 月中旬検針日～令和 23 年 3 月中旬検針日とし、電力会社へ直接、受託者が支払うこと。

(2) 薬品代

当該工事において納入された薬品類を使用し、補充分を調達し、その経費を負担する。

(3) 機器消耗品・予備品・油脂類

本施設に使用する機器消耗品・予備品・油脂類等を調達し、その経費を負担する。

当該工事において納入された機器消耗品・予備品・油脂類等を使用し、補充する。

① 油脂類（マシン油、グリス等）

② ベルト、パッキン類

③ 機器類予備品、消耗品

④ その他の予備品、消耗品

3. その他本運転委託に関する諸条件

(1) 保険の加入

貸与される沈砂搬出車両に係る任意保険及び第三者損害賠償保険等必要な保険については、受託者が加入すること。

(2) 発生量の抑制協力

受託者は、本施設から発生する脱水汚泥を積極的に減少させるよう努めること。

(3) 運転管理

受託者は、本施設の運転管理に際し、本要求水準書に定めた「管理目標値」を満足するように努めること。

なお、設定した管理目標値を越えた場合は直ちに本市に連絡するとともに、保証値を超えないよう対策を図ること。

(4) 運搬先

受託者は、本施設から搬出する沈砂を三木市清掃センター（最終処分場）に
適時、運搬すること。

第2節 点検・整備工事

本業務期間において本施設の点検及び維持補修工事を適時実施すること。

1. 維持補修整備期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（当該工事に含む）

令和 10 年 4 月 1 日～令和 23 年 3 月 31 日（本業務に含む）

2. 維持補修工事

受託者は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の正常運転維持のため、
必要に応じて機器類等の点検・補修工事を行うとともに、以下に示す日常及び定
期的な機器類の点検・補修を実施すること。

- (1) 日常点検及び定期点検は、各種機器の予防保全を目的として、外観・視覚及
び聴覚等の五感による確認ならびに計器の値等により機器が正常に稼働して
いるかを確認するとともに、万一異常が発見された場合は適切な処置を講じ
るとともに本市に報告すること。
- (2) 計測器の調整、注油、消耗部品の交換、補充、清掃及び塗装等、常に各種機
器が正常に稼働するように整備を行い、必要に応じて保護装置の作動確認及
び分解整備等を行うこと。
- (3) 補修工事を実施する場合は事前に時期及び内容を本市に提出すること。
- (4) 受託者は、本業務契約後の早期に本市と協議した後、本業務期間中における本
施設の維持補修計画を策定し、本市に提出すること。

第3節 本業務の保証事項

本業務における保証事項を以下に示す。

1. 第1節 1-3 運転条件に遵守し、し尿を適正に処理すること。

処理に著しい影響が及ぼされると想定される状況が生じた場合は、速やかに本市に報告するとともに協議すること。

2. 運転管理業務は「第1節 1-4 性能保証条件」を満足すること。

なお、適正な日常の運転管理を実施する間に管理目標値等を超えまたは超えると予想される恐れが生じることが予測された場合も速やかに本市に報告するとともに協議し、適切な処置を図るものとし、性能保証事項を十分満足した処理を継続して行うこと。

第4節 本業務完了時点の要求事項

本業務期間の終了時点における要求事項を以下に示す。

1. 本市が本要求水準書に記載した業務を更に1年間継続して使用することに支障のない状態であること。

ただし、事前に本業務終了後の補修整備計画を策定し、本市が認めた定期点検・定期補修に該当するものを除く。

2. 上記以外に本業務終了後1年間に、生じた機器類等の故障等が発生した場合は受託者の負担により適切に整備・補修を行うものとする。

(本施設の稼動を延長する場合に限る)

2. 建物の主要構造部及び内外の仕上げ等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。

ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。

4. 設備・装置機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。

ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。

5. 設備・装置機器等が基本的な性能(容量、風量、温湿度、強度等計測可能なもの)を満たしていること。

ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。

6. 本契約は契約期間満了により終了する。

期間満了後の委託業務については、次期受託者に引き継がなければならない。

次期受託者の選定の結果、受託者と次期受託者とが異なる場合、受託者は次期受託者に対して本契約に基づいて使用する事務所・駐車場その他一切のものを全て引き渡すこと。

また、受託者の負担により次期受託者に対する技術指導を行うこと。

【役割分担表】

業 務 項 目		本市	受託者	備 考
受付・受入管理	搬出入車両管理	△	○	確認、提出：受託者
	受付		○	
	計量管理		○	
	車両誘導、受入監視		○	
運転管理	運転員の確保		○	
	運転管理計画等の作成		○	
	運転管理（適正運転）		○	
	搬入し尿、放流水等水質分析		○	自主及び第三者機関
	脱水汚泥含水率分析		○	自主及び第三者機関
	運転管理記録の作成・報告		○	
用役管理	用役（電気、水道、薬品、油脂類）計画等の作成		○	
	用役調達・確保・管理		○	
	下水道投入料金	○		
	用役利用記録の作成・報告		○	
維持管理	点検・補修計画の策定		○	
	精密機能検査の実施		○	1回/3年
	点検・検査（法定点検含む）		○	機械棟に係るものに限る（水槽を含む）
	プラント設備 補修・整備		○	日常整備、定期整備、緊急整備
	建築物補修（躯体、仕上げ等）	○		
	建築機械設備 補修・整備	○		
	建築電気設備 補修・整備	○		
	施設内清掃、整理整頓	○		管理棟
	施設内清掃、整理整頓		○	機械棟
	水槽防食	○		適時
	水槽内清掃		○	受入関係水槽は1回/年以上
	消耗品、予備品の調達、管理		○	
	点検・補修記録の作成・報告		○	
環境管理	環境保全計画等の作成		○	
	場内環境整備（樹木剪定、草刈り等）		○	年3回以上等
	場内環境整備（高木剪定、消毒等）		○	年1回
	場外環境整備（草刈り、清掃等）		○	年3回以上等
	環境測定（悪臭、騒音、振動）		○	自主及び第三者機関
	環境管理記録の作成・報告		○	
情報管理	各種記録・報告書の管理		○	
	施設情報等データ管理		○	

	設計図書等の管理		○	
業 務 項 目		本市	受託者	備 考
沈砂・脱水汚泥	沈砂・脱水汚泥の貯留		○	
	沈砂の搬出・運搬		○	
	沈砂の処分費	○		
	脱水汚泥の搬出・運搬・処分費	○		
	搬出先の確保・処分	○		
その他	見学者対応	○	△	現地説明は受託者実施
	住民対応	○	△	資料作成支援は受託者実施
	環境教育（普及啓発活動）	○	△	
	情報発信	○	△	
	場内運搬用重機等運搬用具及びその維持管理（燃料を除く）	○		フォークリフト
	脱水汚泥運搬車両	○		各種保険、整備費、燃料等
	沈砂運搬車両（2t ダンプ車）	○	△	自賠償保険、整備費、燃料等、任意保険加入料は受託者
	市管理居室内消耗品、備品更新及び通信費	○		管理棟
	受託者居室内消耗品、備品更新及び通信費		○	機械棟
	消防設備点検・維持管理	○	△	消火ポンプ設備は受託者
	電話設備点検・維持管理	○		
	空調設備点検・維持管理	○		
	換気設備点検・維持管理	○		
	受水槽消毒点検・維持管理		○	
	警備保障委託	○		
	火災保険加入	○		
その他保険加入		○	機械棟に係る保険	
災害時対応	△	○	発災時はただちに本市に報告	
その他処理施設管理		○		

○：主分担、△：副分担

【リスク分担表】

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		本市	受託者	
共通	書類リスク	○		
	契約締結リスク	要求水準書等の誤記及び提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等	○	
		議会を含む本市の事由により契約が結べない等 受託者の事由により契約が結べない等		○
	計画変更リスク	本市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、設計、工事及び運転管理において第三者に及ぼす損害	△	○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		上記以外の法令の変更		○
	税制度変更リスク	受託者の利益に課される税制度の変更		○
		上記以外の税制度の変更	○	
	許認可遅延リスク	受託者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
物価変動リスク	本件施設の供用開始前のインフレ又はデフレ	○	△	
	本件施設の供用開始後のインフレ又はデフレ	○	△	
事故の発生リスク	調査、設計、工事及び運転管理において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク	本市の指示及び本市の債務不履行によるもの	○		
	受託者の債務不履行、事業放棄及び破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△	
設計段階	設計変更リスク	本市の指示並びに提示条件の不備及び変更による費用の増大及び計画遅延に関するもの	○	
		受託者の提案内容の不備及び変更による費用の増大及び計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本市が実施した測量及び地質調査部分に関するもの	○	
		受託者が実施した測量及び地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延リスク	本市の指示並びに提示条件の不備及び変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示並びに提示条件の不備及び変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示並びに提示条件の不備及び変更による工事遅延及び未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延及び未完工による施設の供用開始の遅延		○
一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じたリスク		○	

	性能リスク	要求水準書との不適合（施工不良を含む）		○
リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		本市	受託者	
運 転 管 理 段 階	処理対象物の質の変動リスク	処理対象物の質の変動に起因する費用上昇、事故等	○	△
	処理対象物の量の変動リスク	処理対象物の量の変動に起因する費用上昇、事故等	○	△
	性能リスク	要求水準書等との不適合		○
	契約不適合リスク	事業期間中における契約不適合に関するもの	△	○
	性能確保リスク	運転管理業務終了時における施設の性能確保に関するもの		○

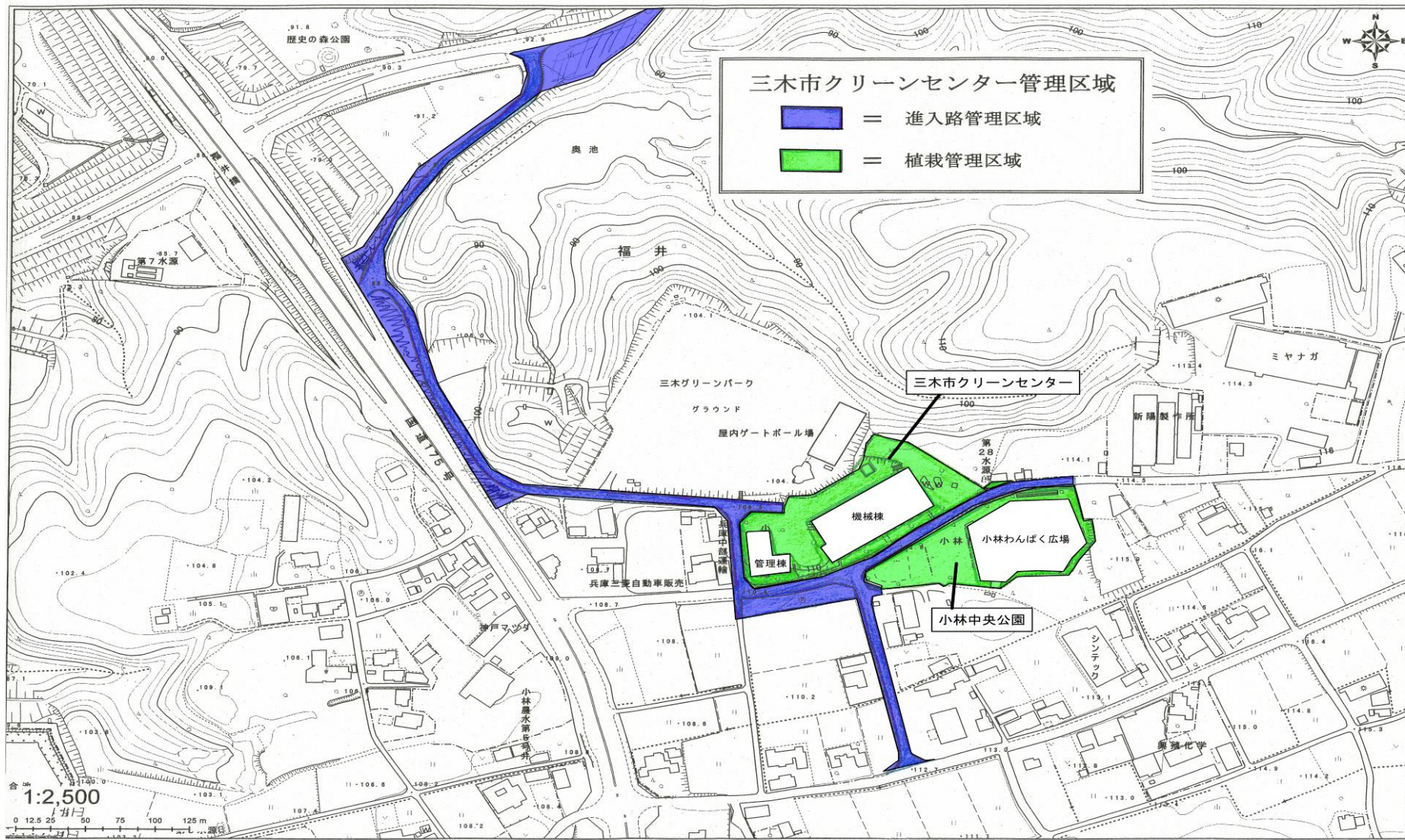
○：主分担、△：副分担

以上

添付資料

1. 場内外清掃範囲図
2. 場内剪定位置図・消毒範囲図

1. 場内外清掃範囲図



2. 場内剪定位置図・消毒範囲図

